

監獄へ送つたら飯が喰へた  
婆婆ぢや腹が載る程に  
目を見や切らないうを見ら  
其の下見りや屋形舟  
何が浮ちぢや分らない  
(四) 何を自害てに人 間は  
我身下 我身が分らない  
てな馬鹿けた事はない

満期放免利らた  
腹が載つた程に利らた  
橋はやを食が産つて居る  
浮たくの屋形舟  
川にや土を物に浮ちいる  
生もく居るか分らない  
生存競争が分らない  
死んだ方がマシ切らな  
(まわり)

特秘第五八九九號

大正十年六月二日

大阪府知事

池松時和

内務大臣 床次竹次郎殿  
海軍大臣 加藤友三郎殿

警視總監 岡喜七郎殿  
兵庫縣知事 有吉忠一殿

ウイモ

井藤永田造船所ノ爭議ニ関スル件(第二報)

首題ノ件ニ関シ加川豊彦ハ會社カ向六ヶ月間現在職工ノ  
解雇ヲ行ハサルコトヲ保障スルニ於テハ要求書ノ提出ハ當  
分ニラ中止スヘク斡旋ノ勞ヲ取ルヘキ意郷ヲ有スル旨既  
報セル所ナルカ今去月二十日夜十一時頃敷津工場所長  
永田三四郎ヲ其自宅ニ訪問シ右意郷ヲ通シタルモ時既ニ  
職工側代表者八件ノ要求書ヲ提出シ引取り約一時間ヲ  
経過セル後ニシテ時機ヲ失シタルヲ以テ今人ハ之ヲ断念シ  
其後本件ノ介入ヲ避ケ居レリ而シテ會社ハ今回ノ要求